

「核兵器の禁止を」

国民平和大行進が島根県入り

原水爆禁止国民平和
大行進（富山―広島コー
ス）が7月20日、島根
県に入りました。



23日の松江市天神
ロータリーの出発式に
は、尾村利成県議ととも
に犬丸淳・県総務部長が
駆けつけて挨拶し、「猛
暑が続いています。体調
に留意して頑張ってください」と激励。（写真）
通し行進者の米山幸
子さん（77）は、昨年
7月に国連で122カ
国の賛成で「核兵器禁止
条約」が採択されたこと
にふれ、「日本政府はそ
っぽを向いている。国民
の声で政府の姿勢を正

再生エネルギーを主力電源に

原発エネ連が集会・パレード

島根原発・エネルギー
問題県民連絡会は21
日、中国電力が新規稼働
を狙う島根原発3号機
の国への審査申請を許
さない緊急集会を松江
駅前で開催しました。集会
後、「3号機稼働反対」
「2号機再稼働反対」な
どとコールしながらパ
レードしました。
同会の保母武彦事務
局長があいさつし、「仲
間を増やして原発反対
の運動を粘り強く進め

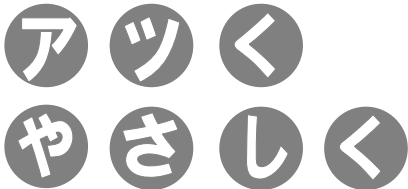
敬訪問し、党県議団が同
席しました。
市民と野党の代表ら
8人がリレートーク。立
憲民主党の白石恵子県
議は「自民党などの党派
が数の論理で（3号機の
審査申請を了解する）賛
成採決を強行した。知事
の態度も曖昧で（県議会
は）非情に危うい状況に
ある」と強調しました。
同原発から30キロ
圏内の日本共産党議員
団も発言しました。

島根原発稼働を絶対に阻止しよう

安倍政権は7月3日
に「第5次エネルギー
基本計画」を閣議決定
しました。
そこでは、引き続き

原発を「重要なベー
スロード電源」と位置づ
け、2030年度の全
電源に占める原発の割
合を20〜22%とし
ています。
しかし、これを実現
しようと思えば、運転
開始から40年未満の
原発を全て稼働しても
足りず、これに加えて
40年以上の原発や新
たな原発さえも動かさ
なければなりません。
福島第2原発も、柏
崎刈谷原発も、そして
島根原発2・3号機も
動かすなどというどん
でもない計画を、国民
は決して許すはずがあ
りません。
世界では原発に頼ら

大平よしのぶ 前衆議院議員



ない、原発ゼロの国へ
とすでに大きな歩みを
進めています。
フランスは2030
年までに再生可能エネ
ルギーで全電源の4
0%を、ドイツは40
〜45%、EU全体で
も45%をまかなうこ
とをめざしています。
しかしながら、日本
は22〜24%。この
点でも安倍政権はも
はや時代遅れ。
一日も早い退陣と、
何より島根原発の再稼
働と新規稼働、上関原
発の建設を絶対に阻止
しましょう。



してきたい」と話しま
した。また、県議会を表
席しました。



広島県竹原市の被災地を訪ね要望を聴取（7月19日）



政府交渉で豪雨被災地の声を届ける（7月13日）

西日本豪雨 日本共産党の取り組みをお知らせします

7月5日からの西日本豪雨で、被災されたみなさまに心からのお見舞いを申し上げます。日本共産党は災害直後から現地に入り、被害の実態把握に努めるとともに、被災者や自治体関係者から様々なご要望を伺ってきました。党県議団は、住宅再建や農業支援など23項目の要望を要請し、床上・床下浸水などへの支援金支給が実現。全国トップクラスの被災者生活支援制度となりました。

この間の調査（党ボランティア活動含む）で寄せられた声

- ◆「県からエコファーマー認証や有機農作物JAS認証を受けている。ハウスや農機具が流され、田畑が浸水した。有機JAS表示ができないコメも出るなど甚大な被害が生じた」（美郷町の有機農業農家）
- ◆「毎年のように浸水し、個人で舟（ボート）を所有し、今回もボートで避難した。大雨で田が浸水するため、この地区は全員耕作をやめた」（13世帯中5世帯が浸水した美郷町港地区の住民）
- ◆「上流域の堤防整備率は95%なのに、下流域はわずか65%。江の川流域の相次ぐ水害は人災と言えるのではないか。河川整備計画を前倒しし、早く堤防を設置してほしい」（川本町の被災住民）
- ◆「パソコンや印刷機器など約1千万円の設備がダメになった。営業再建の直接助成をお願いしたい」（江津市松川町の広告・内装業者）

日本共産党と被災者の要望実現

4月の県西部地震に続き、今回の災害でも県の支援制度を拡充
島根県は20日、西日本豪雨の被災地支援のため、浸水などがあつた住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大。県内産木材や石州瓦を使用した住宅再建にも助成するほか、農業や中小企業に対する直接支援の実施も決めました。（主な事業は下記参照）

【県への要請内容（主なもの）】

- ① 「激甚災害」に指定されるよう国に強く働きかけること。
- ② 住家の被害については、外見による認定だけでなく、被災者の訴えを反映した、住まいとしての機能に着目した認定を行うこと。罹災（りさい）証明の発行、被害認定の職員確保については万全を期すこと。
- ③ 床上浸水や床下浸水への支援金制度を創設するなど、県の被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。
- ④ 被災自治体の要望を十分に踏まえ、今年4月の県西部地震の被害対策のように迅速に検討し、対応すること。
- ⑤ 被災した農家や事業者の設備・機械、商店・商店街などの再建に必要な直接支援を行うこと。（住家や店舗改修への県産木材を使用した際の助成、4月の県西部地震時に創設した「小売店等持続化支援事業」の直接助成など）
- ⑥ 河川や道路の災害復旧は、関係住民の要望や意見をよく聞き、単なる復旧ではなく、災害防止の「改良復旧」を基本とすること。

●住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大	半壊（損害基準判定20〜40%）100万円、一部損壊（同10〜20%）40万円。
●農業用施設や機械の復旧経費支援	農業用の施設や機械の復旧に要する経費を市町村とともに支援。
●小売店の修理など支援	上限100万円（被害が大規模な場合は200万円）